

2 点数の計算

点数の計算方法

- 交通違反や交通事故を起こすとその都度、点数が付けられ、個人別に電算登録されます。
- 点数は、交通違反や交通事故を起こした日から、過去3年以内のものが合算されます。

【違反者講習を受講した場合】

過去3年以内に拒否、保留及び取消し、停止等の行政処分歴や、違反者講習若しくは行政処分の基準点に該当する違反行為がなく、かつ重大違反そのおかし等、道路外致死傷がない方が、軽微（基礎点数が3点以下）な違反行為を行って累積点数が6点となった場合は違反者講習の対象となり、指定期間内にこの講習を受講すると免許の停止処分にはならず、さらに講習対象となった6点は以降の点数に合算されません。

※7点以上となった場合は対象となりません。

【違反者講習を受講しなかった場合】

免許の停止処分を受けなければなりません。また、この場合、運転免許の停止期間を短縮する停止処分者講習は受講できず、停止期間の短縮はできません。

なお、違反者講習を受講しなかった方が、それ以外に他の違反行為を行っていた場合は、通常の処分期間+30日（加重）の処分となりますが、この場合は、停止処分者講習を受講して運転免許の停止期間を短縮することができます。

処分の基準点数

- 処分の基準は、過去3年以内の累積点数と運転免許の停止等の前歴の回数によって、定められています。

(表4)

処分の基準点数

処分 期間	前歴	点数																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70				
	0回					30				60				90				1年 (3年)		2年 (4年)		3年 (5年)	4年 (5年)	5年							
																						3年 (5年)	4年 (6年)	5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年		
	1回				60	90	120	1年 (3年)				2年 (4年)				3年 (5年)	4年 (5年)	5年													
																	4年 (6年)	5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年								
	2回		90	120	150	1年 (3年)				2年 (4年)				3年 (5年)	4年 (5年)	5年															
																5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年										
	3回		120	150	1年 (3年)				2年 (4年)				3年 (5年)	4年 (5年)	5年																
	4回 以上		150	180											6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年												

は特定違反行為による欠格期間

- ※ 過去に取消し等の処分を受け、その期間内又は処分の満了日から5年以内に再び取消し点数に達すると、「免許取消歴等保有者」として期間が延長され、（ ）内の欠格期間となります。
- ※ 「特定違反行為」により取消処分を受ける場合は、黄色部分の3年から最高10年の欠格期間となります。（一般違反行為及び特定違反行為の合算を含む。）